

## 令和6年度 品質方針

### (1) 総 則

鹿島水先区水先人会は、水先業務に関係する全ての会員並びに職員が一丸となって、(2)に掲げる基本方針を実行し、高品質かつ信頼性の高い水先業務を提供すること、及び、顧客(船長・船主・用船者並びにその代理人)のニーズを把握することにより、顧客の満足度を高めることを令和6年度の品質方針とします。

### (2) 基本方針

- ① 顧客要求に対する水先区の特性を考慮したきめ細かいサービスの実施
- ② 顧客が安心して任せられる水先業務の実施
- ③ ヒヤリハット報告の活用による安全意識の維持
- ④ 曳船、綱取り等作業関係者の安全確保及び指導

(3) 私は、水先人会における業務品質管理に全責任を負い、継続的に改善していきます。また、年度始めには担当水先人に対し、この方針に沿った品質管理目標を設定させ、必要に応じて見直しを行います。

(4) 私は、この品質方針の内容について毎年 1 回見直しを行い、必要に応じてこれを改訂します。

(5) 私は、品質方針の内容及びその考え方を会員に説明するとともに、水先人会事務所に掲示することにより、水先人会における業務品質管理に関係する全要員に対して理解と認識を図ることとします。

令和 6 年 4 月 1 日

鹿島水先区水先人会  
会 長 濱田 俊秀